

市之川公民館だより

平成 28 年 6 月号
(No.510 号)
発行；市之川公民館
西条市市之川 6678-1
Tel&Fax； 56-3300

6 月 水無月 (みなづき)

ほどほどに暑く、ほどほどに涼しい過ごしやすい季節になりました。梅雨入りまでの少しの期間ですが、美しい花や鳥のさえずりを聞いて、楽しみたいものです。山では鶯が盛んに鳴いています。皆様お元気でお過ごしください。

《6 月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
11	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
25	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
26	日	市政懇談会 10:00～ 集会室

※ 市政懇談会 ～市長とのキャッチボール～

地域の課題などについて、市長と直接意見交換をしてみませんか。皆様のご参加をお待ちしています。

- 1 日 時 6月26日(日) 10:00～11:30
- 2 場 所 市之川公民館 集会室
- 3 内 容 市政報告、意見交換(フリートーク)
- 4 主 催 西条市、西条市連合自治会
- 5 問い合わせ 市之川公民館 Tel 56-3300
西条市役所広報広聴課公聴係 Tel 52-1694

※ 輝安鉱の寄贈

去る4月20日(水)、市内在住の栗田肇様より市之川公民館に輝安鉱の結晶をご寄贈いただきました。高さ20cmで、輝きの素晴らしい標本です。厚く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。



※ 道路が少しずつ良くなっています。





「障害者差別解消法」ってなに？

2013年（平成25年）6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が、2016年4月1日から施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。そのために、次のようなことを定めています。

- ① 障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはならない。
- ② 社会的障壁を取り除くための「合理的な配慮」をすること。
- ③ 国や地方公共団体等は、差別を防止するための啓発をしなければならない。

この法律の目的は？（第1条より）

障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられることなく、お互いを尊重して生活できるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる共生する社会を実現することを目的としています。

障がいを理由とする差別を解消するために（第7条、第8条）

1 不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある方に対して、障がいを理由として、正当な理由なく、商品（財）やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がいのある方の権利利益を侵害しない。

（例） 「見えない」「聞こえない」等の機能障がいを理由にして、排除したり、制限したりしない。

2 合理的配慮の提供

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（社会のかべ）を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことで、障がいのある方の権利利益を保障する。

（例） 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

残念ながら社会では差別と思われる事象がまだまだ起きています。障がいのある人とない人が、共に暮らすことのできる社会にするためにも、この法律が必要なのです。

西条市人権教育協議会・西条市教育委員会

文芸欄

○ 杉の木に 花咲きみだれ 藤の花
 ○ 山菜の てんぷらうまし 友の顔
 ○ 若鮎に 油のかおり 友と呑み
 ○ 若鮎の てんぷら食べて 長生きし
 ○ 春野菜 友とついで 盛り上がり
 ○ 初夏の風 新曲聞いて 川の音
 ○ 車エビ 油の中で 盆踊り
 ○ 春や春 友のうたげに つぐ命
 ○ ふる里で 鮎のてんぷら のどをこす
 ○ 歌仲間 青葉の下で 腹つづみ
 ○ バラの花 暑さに負けず 草のびる
 ○ 岩や木を のけのけのけて 市之川



館長 知 知 知 春 正 正 正 正 正 正 正